以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(\beta - 1) \times \underline{0.585} + 1$

［略］

d_5　札幌市にあつては$\underline{0.009}$、その他の指定都市にあつては0.000

E　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{1,432}$千円$\times e_1 + \underline{4,232}$千円$\times e_2$

［略］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{203.396} + C \times \underline{112.830}) \ / \ A$

［略］

19　略

20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$(\alpha \ / \ \underline{1.72}) \times (1 \ / \ A) \times (1 \ / \ \underline{0.8103}) \times (1 \ / \ B)$

$\alpha \ / \ \underline{1.72}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(\alpha \ / \ \underline{1.72}) \times (1 \ / \ A)$、$(\alpha \ / \ \underline{1.72}) \times (1 \ / \ A) \times (1 \ / \ \underline{0.8103})$又は$(\alpha \ / \ \underline{1.72}) \times (1 \ / \ A) \times (1 \ / \ \underline{0.8103}) \times (1 \ / \ B)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

21　略

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B \ / \ C) \times [\ \{\ (D - C) \ / \ C\} \times \underline{0.1} + 1\ ] + E + \{\ (F \times 44 + 500) \ / \ (C \times \underline{1.72})\ \}$

以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(\beta - 1) \times \underline{0.591} + 1$

［同左］

d_5　札幌市にあつては$\underline{0.008}$、その他の指定都市にあつては0.000

E　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{1,458}$千円$\times e_1 + \underline{4,362}$千円$\times e_2$

［同左］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{221.399} + C \times \underline{122.634}) \ / \ A$

［同左］

19　同上

20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$(\alpha \ / \ \underline{1.74}) \times (1 \ / \ A) \times (1 \ / \ \underline{0.8140}) \times (1 \ / \ B)$

$\alpha \ / \ \underline{1.74}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(\alpha \ / \ \underline{1.74}) \times (1 \ / \ A)$、$(\alpha \ / \ \underline{1.74}) \times (1 \ / \ A) \times (1 \ / \ \underline{0.8140})$又は$(\alpha \ / \ \underline{1.74}) \times (1 \ / \ A) \times (1 \ / \ \underline{0.8140}) \times (1 \ / \ B)$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

21　同上

22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B \ / \ C) \times [\ \{\ (D - C) \ / \ C\} \times \underline{0.2} + 1\ ] + E + \{\ (F \times 44 + 500) \ / \ (C \times \underline{1.74})\ \}$